
3. 荒川の維持・管理の考え方

「荒川将来像計画」の実現を目指し、これまで沿川住民等と沿川自治体で協議を行い、各市区の荒川のあるべき姿が議論されてきました。

今後も引き続き沿川住民等と沿川自治体・荒川下流河川事務所との協働による荒川将来像計画の推進がますます重要です。

以上を受け、第3章では、沿川住民等と沿川自治体や荒川下流河川事務所のなすべき役割分担を明らかにするとともに、今後、荒川をどのように維持・管理するかを明らかにします。

3.1. 基本的な考え方

3.1.1. 維持・管理の検討背景

地区別計画は、全体構想書や推進計画の方針に従い、沿川自治体ごとに概ね20～30年を目途とした具体的な実施計画を示したものです。

河川敷はグラウンドや緑地・公園等として利用され、沿川住民に親しまれている場所や、自然地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷・水辺を利用や環境、防災等に配慮して適正に管理していくことが一層重要となってきます。

また、沿川住民や活動団体による住民活動の範囲は清掃活動や施設修繕、草刈り、環境調査といった河川敷の保全・管理の分野にも広がり、主体的に実施されている事例も多い状況です。一方で、住民活動の継続的な実施に向けては、ボランティアの高齢化と後継者が育たないことが課題として挙げられ、荒川を通じた環境学習による持続可能な社会の人材づくりが重要です。

さらに、これからの川づくり計画は、単に作るためだけのものではなく、荒川を守り育てていく計画としても機能することが大切です。今後は、更に多様な方々に参画していただき、住民活動と行政の連携を深めて持続的に荒川を育てていくため、柔軟な社会対話に基づくパートナーシップ構築を目指し、沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する沿川住民、企業等あらゆる関係者との協働により流域全体で荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが重要です。

3.1.2. 維持・管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池や水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園等の利用地に大別されます。

自然地では、草や樹木の成長を自然に任せてきたこと、維持管理の方向性が示されていなかったこと等の理由から、維持管理が十分行き届いていない箇所があります。維持管理が十分行き届いていない自然地では、洪水時の漂着ごみの放置や不法居住、ごみの不法投棄等の問題が指摘され、河川敷における利用上の安全性、利活用への支障が問題となっています。

また、利用地としてのグラウンドや緑地・公園等では、河川敷のマナーが守られず、ゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ごみの不法投棄、ノーリードでの犬の散歩・糞の放置等の迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

3.1.3. 維持・管理の手法

沿川住民等に多種多様に使われている荒川を維持するには、「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うとともに、河川区域における利用や環境にかかる変状の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」としては、除草等の維持管理作業をはじめ、維持管理目標を満足するために実施すべき対策、河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応が必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検などの河川区域における利用や環境にかかる変状の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などが必要となります。

レクリエーション利用や自然環境を保全し親しむことなど、河川敷を中心として荒川の持つ広大な空間を利用する人々は、下流部だけで年間約 1,500 万人といわれています。

河川は、河川区域全体を河川管理者が管理し、その中の一部を河川法に基づき河川管理者以外の者が占有使用することができます。また、占有区域以外は、河川管理に支障が生じない限り、原則、自由使用となります。

堤防天端（堤防の上部）や河川敷を利用して整備された緊急用河川敷道路は、河川管理者により河川管理施設として整備された施設で、サイクリング、マラソン、散策、水辺の自然や公園緑地等へのアクセスなど多くの人々に利用されています。一方、利用者の増加により、利用内容や占用施設の枠を超えて使用の方法をコントロールすることが必要です。

また、水面あるいは水辺の自然地については、自由使用が基本となりますが、利用者が多くなると、自然地としての生態系の保全や安全面での対策が必要となります。

このように、河川区域内で、多くの人々による様々な利用が生じると、水面・水辺の自然
地・河川敷の占用地・非占用地・緊急用河川敷道路それぞれの特徴に応じて従来の河川管理
者・自治体・占有者・利用者の枠を超え、各関係者が連携し、協働して維持管理する仕組み
が不可欠となります。これからは、水辺の自然地及び河川占用地と周辺の環境の調整が維持
管理上の大きな課題となると考えられ、総合的な見地に立った管理戦略の導入を検討する必
要があります。

【水辺】

【高】   1. 各社エーシヨンの利用拠点

水

・ 占有者による維持管理

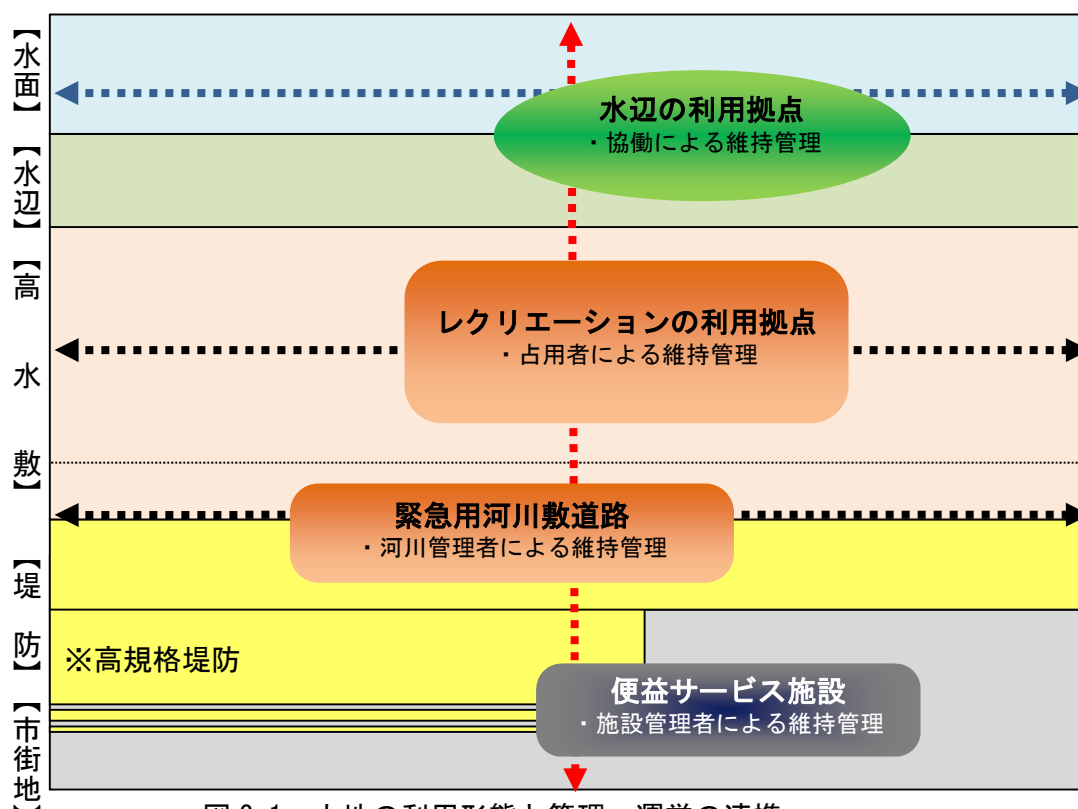
【敷】

緊急用河川敷道路

河川管理者による維持管理

【堤防】		
		

【市街		便益サービス施設 ・施設管理者による維持管理
-----	--	---



3. 2. 行政と沿川住民等の役割

沿川住民等と行政が連携した管理を推進するためには、管理者と住民活動の役割分担を明確化し、沿川住民等が取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「住民活動と行政の連携の仕組みづくり」を構築することが必要となります。

このため荒川下流河川事務所は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から治水安全性の確保、利水、河川環境の保全のための取組を行います。

沿川自治体は河川敷を利用する沿川住民等への行政サービスやまちづくりの一環としての視点から、占用地を中心に取組を行います。

沿川住民は公共空間である荒川河川敷において、ごみを捨てない、利用マナーを守るという適切な利用に努めることが基本になります。

3. 2. 1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理

河川管理者（荒川下流河川事務所）は、荒川の下流部において、災害に対する安全安心を確保し、自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進するため、以下の維持管理の取組を行っていきます。

「河川の現状把握」のための対策としては、測量、河道状況の把握、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等のパトロール、モニタリング、出水後の河道の状況把握などを行います。

「維持管理水準の確保」のための対策としては、堤防の草刈り等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕などを行っていきます。

「快適な利用の提供」としては、護岸、坂路、散策路などの施設に対する安全確保点検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを図ります。

また、荒川や荒川知水資料館等の施設や水辺の楽校を治水・防災、まちづくり、自然体験等の教育の場として活用し、持続可能な社会の人材づくりを進めます。具体的には、小・中・高等学校の防災教育等や、大学等の研究活動と連携を深めていきます。

3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理

沿川自治体は、荒川の河川敷の占用区域の維持管理を担当しています。占用区域の用途としては大別して自然地部分とグラウンド部分の 2 つからなり、各々について以下のような維持管理をしていきます。

自然地部分については、ごみの清掃、除草やヨシの刈り取り、花壇管理、ベンチ等の施設の修繕を行います。

樹木については、剪定や健全度調査をするなど、ある程度人の手をいれた維持管理をしていきます。

グラウンド部分については、芝刈りやトイレ、ごみ等の清掃を行い、利用者の快適性を意識した維持管理をしていきます。

3.2.3. 沿川住民等が行う維持管理

沿川住民等が行う維持管理としては、通常時における節度のある利用（ごみは捨てない、マナーを守った利用）による適切な管理が期待されます。

また、ボランティアや団体活動の取組としては、動植物調査等による情報提供、外来種の駆除、クリーン活動、川の通信簿の実施、不法行為の監視などの、河川の状況を把握するための調査・巡視・定期点検や河川の維持管理水準を維持するために必要な活動、ワンド（池）・生物の生息空間等の管理や自然観察会等の実施などの、河川敷を活用した快適な利用の促進が期待されます。

これらの維持管理を持続的に実施していくうえでは、人材と活動費用を集める仕組み作りも重要であると考えます。

沿川住民がこれらの活動に参加いただくためには、河川管理者と活動団体、荒川水辺サポーター等をつなぎ、HP 等で活動状況の発信等を行うことで、参加者がより参加しやすい環境をつくっていきます。

維持管理や活動の資金の調達のためには、ESG 投資のように持続可能な環境のための活動等に対して寄付や資金提供いただくことが考えられます。

このような民間資金を活用した住民活動、環境保全、維持管理も見据えて、引き続き検討していきます。

3.2.4. 協働で行う維持管理

荒川の良好な河川空間を維持管理することは荒川下流河川事務所、北区、沿川住民等それぞれが単独では行うことができません。お互いの役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすとともに、連携し協働した維持管理をしていくことが必要となります。

荒川下流河川事務所、北区及び沿川住民等の役割分担の例を以下に示します。

表 3-1 維持管理の役割分担（例）

管理の手法 ※治水のための管理項目	管理の主体		
	荒川下流 河川事務所	沿川自治体	沿川住民
河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等			
○基本データ収集（測量）			
縦横断測量、平面測量（航空写真測量）、斜め写真撮影※	○		
○基本データ収集（河道状況把握）			
生き物の情報収集（鳥類の繁殖場調査、魚類・植物・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫類調査、河川環境情報図の更新）	○	○	○
河川空間利用実態調査	○		
河川空間評価「川の通信簿」（国交省事業）の実施	○		○
外来種対策	○	○	○
水面利用の監視※	○		
○基本データ収集（水文調査）			
水位・水質観測※	○		
○河川区域等における不法行為の発見			
不法行為・不法占用・不法工作物の監視※	○	○	
○日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング			
日常的な河川巡視、堤防・護岸等の変状箇所における継続的モニタリング※	○		○
維持管理水準を維持するために実施するべき対策			
○河川敷の清掃管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
クリーンエイドの実施、ごみ・廃棄物の投棄監視、種類の集計	○	○	○
河川区域内の占用施設のごみ処理、トイレ・運動場等の清掃		○	○
○河川敷の植物管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
高水敷の占用施設の除草・大規模な機械除草、除草後の集草		○	
池・ワンド・ビオトープ、園地等の植物管理		○	○
○河川敷の施設管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
トイレ、遊具、ベンチ、安全柵、看板、園路、運動施設等の施設点検・修繕		○	
遊具の安全管理		○	
バリアフリー対策の実施	○	○	○
連携による池・ワンド・ビオトープ、園地の管理（植物管理）	○	○	○
○維持管理目標を満足するために実施すべき対策			
河川構造物の修繕※	○		
○河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応			
住民（水防団）、自治体、国と連携した出水前・出水時の対応※	○	○	○
渇水時・水質事故時の対応※	○		
地震時の対応（緊急用河川敷道路、緊急用船着場の運用実施内容・方法、河川敷に避難した住民対応、津波情報発令時の河川管理者対応）	○	○	
その他（火災、テロ等の発生後、情報提供後の対応）	○	○	○
快適な利用の提供			
○河川利用施設及び許可工作物の維持の確認			
河川利用者の安全確保点検（護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路）	○	○	
○河川区域等における快適な利用			
利用情報（意向調査、苦情・要望、モニター等）の収集・提供	○	○	○
イベント、プログラムの実施（荒川の自然を使った工芸作品づくり、水辺の楽校等での自然観察会等）	○	○	○
防災施設の平常時利用（リバーステーション、緊急用河川敷道路等の活用）	○	○	○
大学と連携した調査・研究		○	
維持管理のための活動支援（用具提供など）	○	○	○
維持管理のための仕組みづくり（組織・制度など）	○	○	○
○利用指導			
荒川下流河川敷利用ルールの適正運用、周知	○	○	○

【事例紹介①】北区・子どもの水辺協議会

荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）と新荒川大橋の間にワンド（池）のある自然地「北区・子どもの水辺」が整備されています。魚類の産卵場所となることで自然環境の保全と併せ、子どもたちの自然体験・自然学習の場として利用されています。（P. 3-8 参照）



北区・子どもの水辺 ※R3 撮影

また、荒川下流河川事務所、北区、北区教育委員会、市民団体等からなる「北区・子どもの水辺協議会」を設立し、協働による管理・運営を行っており、平成 19（2007）年には、「水辺の楽校(がっこう)プロジェクト」^{注6}に

登録され、学校授業サポートや定例の自然観察会等の活動を通して、良好な生態系の保持と多世代に渡る人々の自然環境学習の場として利用されています。

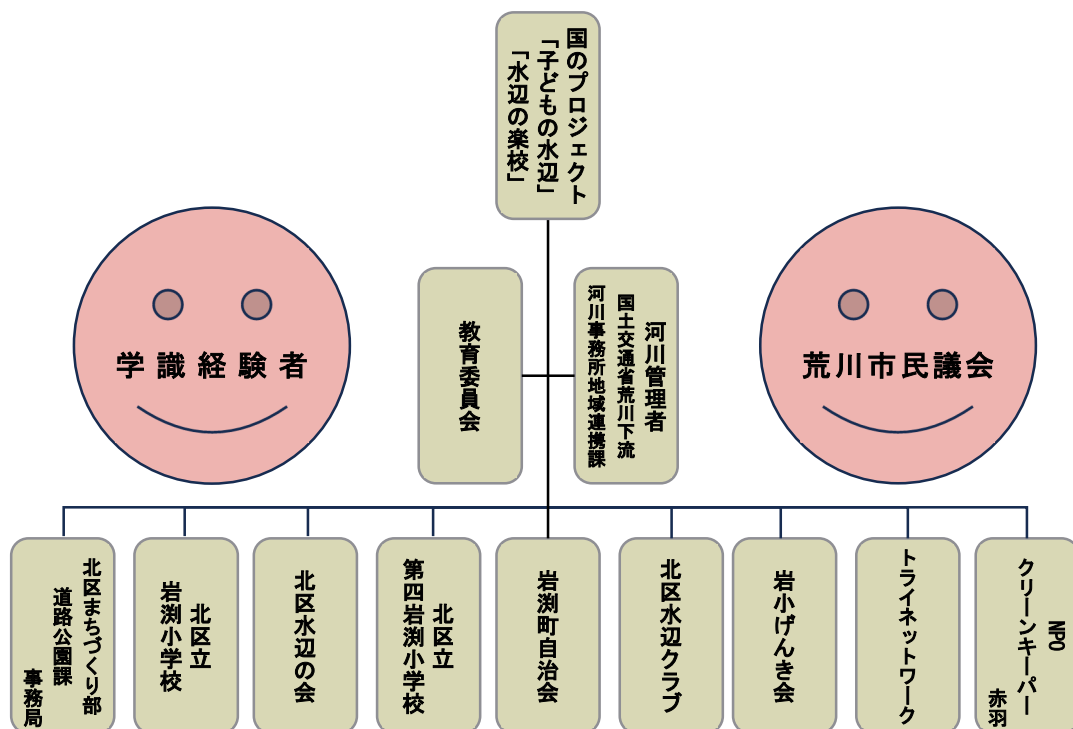


図 3-2 北区・子どもの水辺協議会の構成（立ち上げ時）

「北区・子どもの水辺協議会」では、隔月で「幹事会」と「運営委員会」を開催し、活動の企画・運営や、施設内の維持管理等を協議しています。他の緑地公園にはない特色を備えていることから、管理・運営に以下の基本原則を踏まえて行っています。

北区・子どもの水辺 管理・運営に関する基本原則（運営委員会提案）

① 水辺の自然地保全の原則

潮の満引きや洪水などにより時々刻々とその様相を変える変動的な自然生態系を大きな特徴とする最も生命相の豊かな場所である。このような水辺の自然地の特徴を最大限に尊重しつつ見守り、育て活用することを基本とする。

② パートナーシップによる維持運営の原則

区民を主体とした日常的な観察に基づく維持管理、区による市民活動への支援及び、河川管理者の構造物管理など、各々のパートナーシップに基づいて一体的かつ連携した管理・維持運営を基本とする。

③ 自由使用と自己責任の原則

水辺の最も豊かな自然地は、自由に使用できるよう開放することが基本であるが、反面、多くの危険もひそんでいる。このために水辺の安全性について、常に注意喚起することが必要となる。ただし、刻々と変化する中での安全性は最終的には、使用者が自らの責任において確保することを原則とする。



北区・子どもの水辺協議会活動の一コマ（生物調査、底泥排出作業“かいぼり”）※R2 撮影

注6 水辺の楽校プロジェクト：学校の週5日制完全施行や「総合的な学習の時間」が本格実施などを背景に、環境学習や自然体験活動のフィールドとして、自然環境が豊かな川（水辺）での活動を、安全かつ充実したものとするために国土交通省が推進しているプロジェクト。国はサポートセンターを通じて運営主体（官民協働の協議会設置が条件）に総合的な支援を行う。

【事例紹介②】荒川クリーンエイド

荒川下流部の様々なごみ問題は、地域共有の問題と考え、河川管理者・自治体・住民が共同で取り組んでいこうと、平成 12（2000）年 9 月「荒川下流部ゴミ対策アクションプラン」が策定されました。このアクションプランは、6 つのプランで構成されており、その一つに荒川クリーンエイドの実施を掲げています。

荒川クリーンエイドは、特定非営利活動法人荒川クリーンエイドフォーラムが「ごみ拾いを通じて自然豊かできれいな荒川を取り戻そう」と、平成 6（1994）年から毎年行っている一斉清掃活動で、自治体の北区として実施する荒川クリーンエイドは、毎年秋に開催しており、地域の町会・自治会、清掃活動を目的とする NPO 団体などに広く呼び掛け、たいへん多くの方が参加しています。

また、北区・子どもの水辺協議会（P. 3-7 参照）のメンバーである「北区水辺の会」「北区水辺クラブ」等の市民団体、ボーイスカウト、日頃から荒川河川敷を利用している少年野球チームなどの団体が実施主体として荒川クリーンエイドに参画しています。



荒川クリーンエイド活動風景

【事例紹介③】荒川下流河川敷利用ルール

荒川下流河川事務所と沿川自治体等が、荒川河川敷の安全・快適な利用を促すために平成22（2010）年4月1日より利用ルールの運用を開始し、令和4（2022）年7月に改定しました。その適用範囲は河口から笹目橋（埼玉県戸田市）の約30km区間であり、北区内の沿川全域が含まれます。

荒川下流河川敷利用ルール

荒川下流部の河川敷を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。

利用ルールの適用範囲は、河口から笹目橋までの約30km区間です。

**禁止行為**

法律で禁止されている行為。

- ① ゴミの不法投棄は禁止です。
- ② たき火やゴミの焼却は禁止です。
- ③ 犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。
- ④ 自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です(管理者の許可がある場合は除く)。

**マナー**

- ① 自転車、歩行者等は、お互いに接触しないよう十分に配慮しましょう。
特に自転車は衝突した際、大事故につながることもあるので注意し、周辺に歩行者がいるときは歩行者を優先して徐行しましょう。
- ② 河川敷の道路に自転車を止めたり、荷物などを置いたり、キャッチボールをするなど通行の妨げとなることはやめましょう。

**危険・迷惑行為**

安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為。

危険行為

- ① バットやゴルフクラブなどは使用しない。
- ② バーベキューや煮炊きなどは行わない。
- ③ 無人航空機及び模型航空機(ドローン・ラジコン機等)は飛ばさない。

ただし、指定場所を除く。また、占用地においては占用者、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けている場合は除く。

迷惑行為

- ④ 他の者に迷惑をかける騒音は出さない。
- ⑤ 22時から翌朝6時までは花火をしない。

図 3-3 荒川下流河川敷利用ルール（令和4（2022）年7月改定）

3-10

3.3. 河川敷の占用状況

北区の占用状況は、図 3-4～図 3-6 に示すとおりです。占用区間については、前項の「3.2 行政と沿川住民等の役割」を踏まえ、図 3-7 に示す維持管理のイメージに沿って維持・管理を行います。

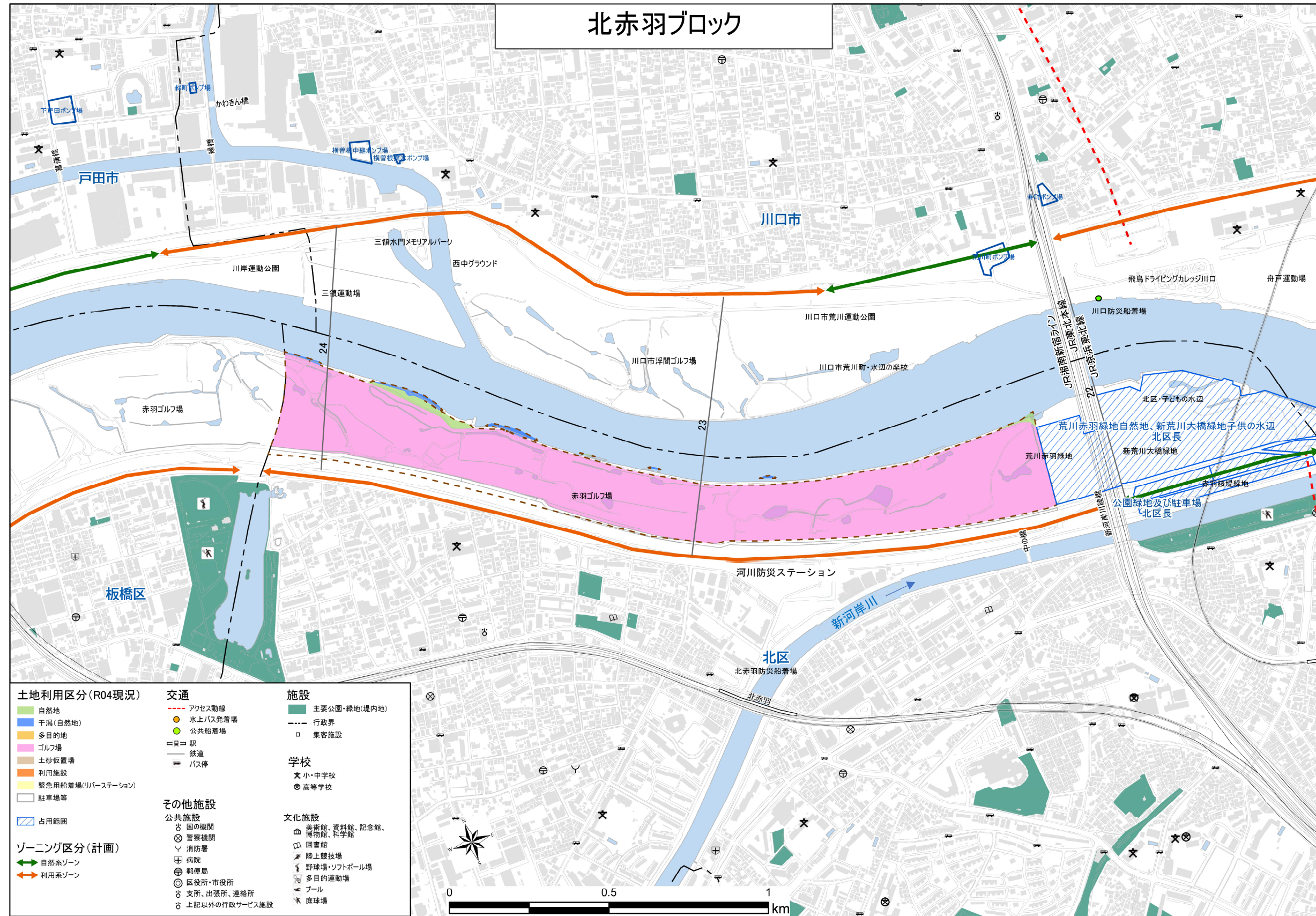


図 3-4 占用状況図（北赤羽ブロック）

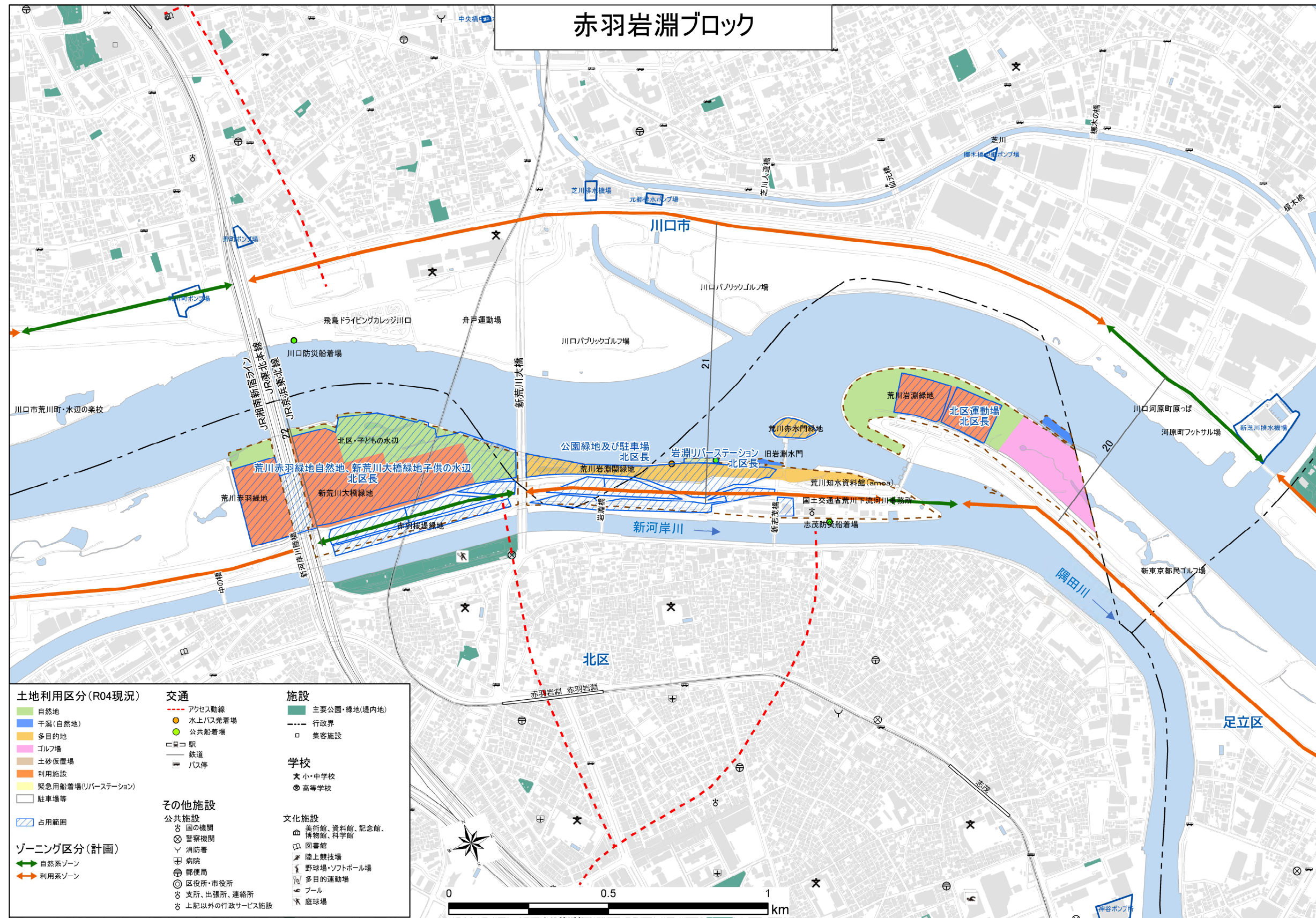


図 3-5 占用状況図（赤羽岩淵ブロック）

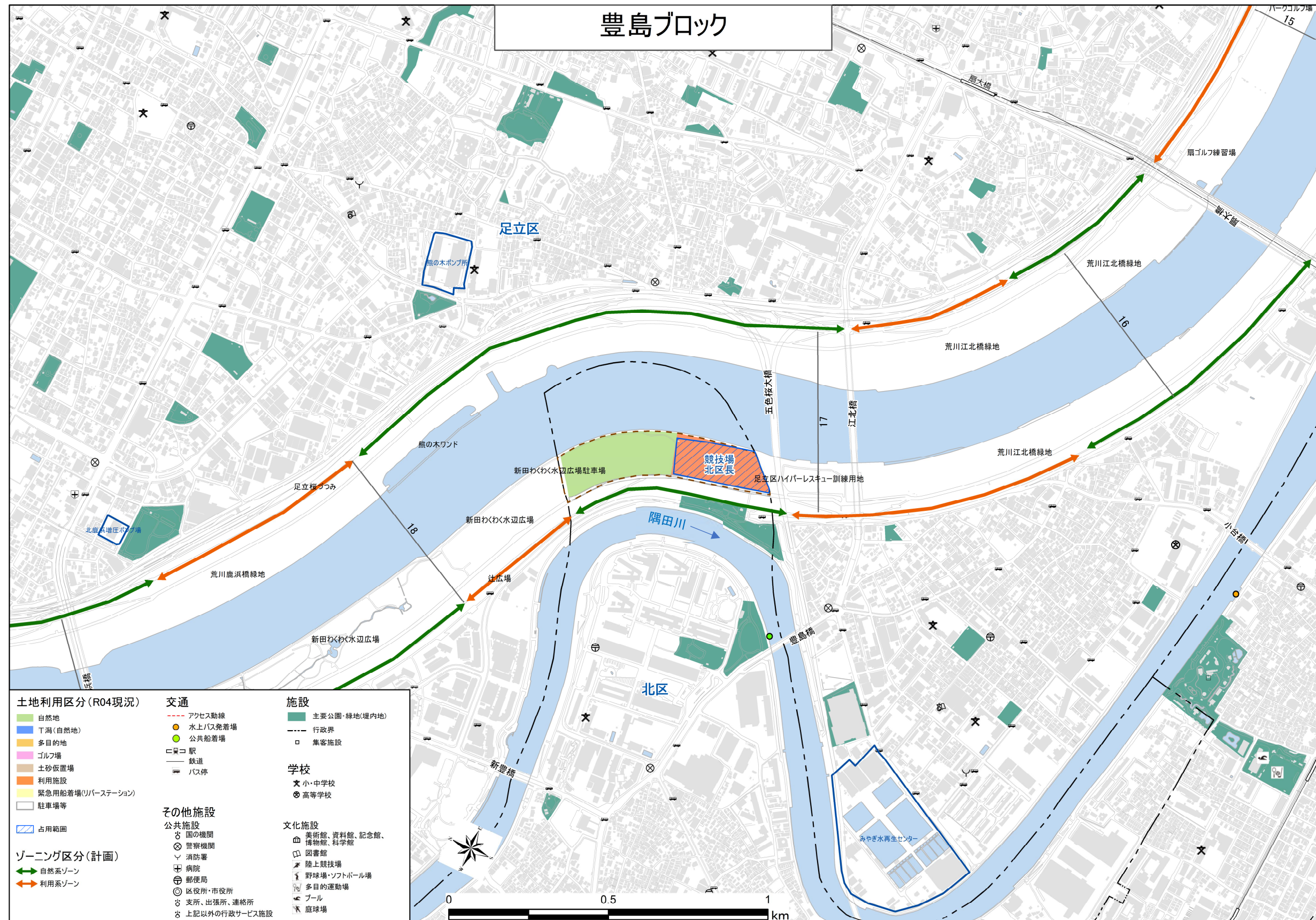


図 3-6 占用状況図（豊島ブロック）

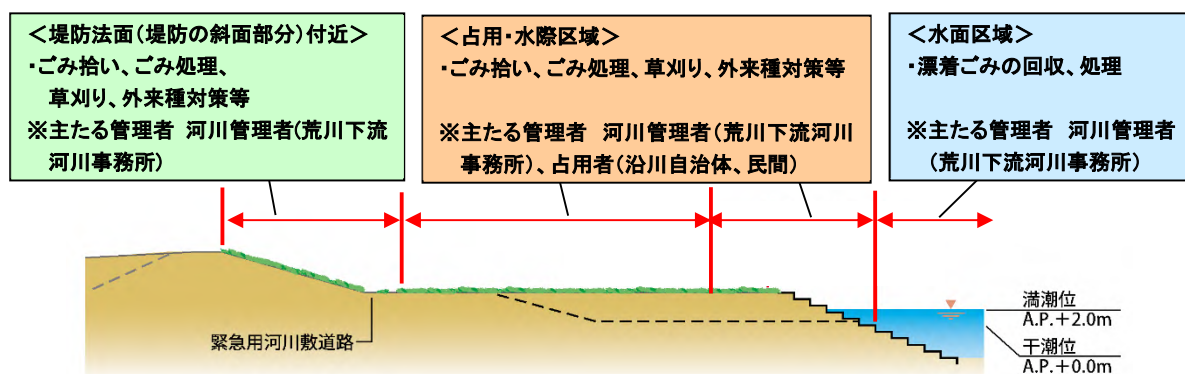


図 3-7 河川敷における維持管理のイメージ

3. 4. 沿川住民等が自らできる川づくり支援の仕組み

荒川では様々な沿川住民等による河川敷の管理への参加が拡大しており、今後はボランティアをはじめ荒川を利用する沿川住民の方々との協働により、荒川を守り育てることが重要となっています。

このため行政と沿川住民等の連携のもと、将来にわたり継続的・発展的に荒川の維持管理を進められる住民活動への支援を推進する必要があります。

北区では沿川住民等が自らできる川づくり支援のメニューを表 3-2 のとおりとし、荒川下流河川事務所とともに取り組んでいきます。

表 3-2 沿川住民等が自らできる川づくり支援の取組内容

No.	取組	内容	担当部署
1	市民活動の場の提供	荒川知水資料館の3階を開放して、活動の場を提供する。	荒川下流河川事務所地域連携課
2	いつでもできるゴミ拾い	ゴミ拾い活動により収集されたゴミを回収し処分する。	北区土木部道路公園課
3	河川敷を利用しているスポーツ団体との連携	河川敷を利用しているスポーツ団体と連携して良好な河川環境の維持に努める。	